

令和元年度決算に係る健全化判断比率の状況（速報）

| 財政指標     | 財政指標の概要  | 令和元年度決算 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|--|---------|---------|--------|
| 実質赤字比率   | 一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率                                  | —       | 11.93%  | 20.00% |
| 連結実質赤字比率 | 全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率                            | —       | 16.93%  | 30.00% |
| 実質公債費比率  | 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模※に対する比率                          | 13.3%   | 25.0%   | 35.0%  |
| 将来負担比率   | 地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模※に対する比率 | 74.5%   | 350.0%  |        |

※ 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

標準財政規模 : 標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額をいいます。

早期健全化基準 : 財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的に財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。

財政再生基準 : 財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的に財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。

\* 実質赤字、連結実質赤字が発生していないため「—」と表示しています。